

危険物安全週間

6月2日から6月8日まで

■危険物とは

危険物の性状により消防法で定められています。私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・軽油・油性塗料などがあります。これらは火災の危険性が大きく、消火の困難性が高いものです。

■実施期間

令和元年6月2日から6月8日まで

■注意すべきところ

ご家庭で使用されている危険物(ガソリン・灯油・軽油・油性塗料など)は安全でしょうか？取扱いの状況や保存状況などを確認し、危険物による事故がないようにお願いします。

令和元年度危険物安全週間推進標語
『無事故への 構え一分の 隙も無く』

